

自動車局旅客課長 殿

総合政策局バリアフリー政策課長
情報政策課長
(公印省略)

オンラインによる障害者割引の乗車船券等や施設等の入場券の予約・購入への対応について

標記については、令和3年4月27日付バリアフリー政策課長事務連絡「障害者による乗車券等の予約・決済のオンライン化の推進に関する検討要請について」により、各公共交通事業者等に対して要請等を実施するとともに、同年6月11日の「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する赤羽大臣指示に基づき、ウェブによる乗車船券等の予約・決済の実現（マイナポータルとの連携を含む）について、今後具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始しているものと承知しております。

今般、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、政府全体の取組として、「民間手続においても、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行う」と記載されたところであり、これを受けて内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より、関係省庁に対し、オンラインによる施設等（付属の駐車場も含む）の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について要請等を実施するよう依頼があったところです。

については、障害者等の移動や施設利用上の利便性をより向上させる観点から、下記の措置を講ずるようお願いいたします。

記

- ・関係事業者等に対し、オンラインによる障害者割引の乗車船券等や施設等の入場券の予約・購入への対応を図ることについて、要請を行うこと。
- ・一方で、予約・購入の際にマイナポータルとの連携によるオンライン化対応を速やかに行うことが困難な場合や、オンライン予約等の段階においてはマイナポータルと連携したオンライン化対応が必ずしも必要でない場合、又は手続上オンライン予約等の対応が不要な場合においては、令和2年6月23日付安心生活政策課長・情報政策課長事務連絡「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」を踏まえ、障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、マイレージ等の会員サービス、交通ICカード、スマートフォンの活用など、合理的な方法で行うことについて、引き続き理解と協力を求めること。

事務連絡
令和3年4月27日

鉄道局 鉄道サービス政策室長
自動車局 旅客課長
海事局 内航課長
航空局 航空ネットワーク部 航空事業課長

】 殿

総合政策局バリアフリー政策課長

障害者による乗車券等の予約・決済のオンライン化の推進に関する検討要請について
(依頼)

標記の件については、本年1月13日に赤羽国土交通大臣と平井デジタル改革担当大臣及び河野行政改革担当大臣との間で行われた会合(2+1会合)を受けて、赤羽大臣より、「障害者割引を導入している各種手続について、マイナンバーカードとの連携によるオンライン化を図るなど、障害者にとってより利用しやすい環境整備ができるよう、鋭意取り組んでいく」旨の方針が示されたところである。

これを受けて、とりわけ公共交通機関の分野において、障害者の方が一般の旅客と同じ手続で公共交通機関を利用することができるよう、乗車券等の予約・決済手続のオンラインを推進する必要がある、次期交通政策基本計画にも位置付けた上で、取組みを進めていくこととしている。

このため、所管の公共交通事業者や事業者団体等に対して、要請等を実施し、公共交通機関における乗車券等の予約・決済のオンライン化を推進されたい。



令和3年6月11日
総合政策局
バリアフリー政策課

「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」 に関する大臣指示について

～全ての人と同じように便利に安心して利用できる公共交通機関を目指す取組を進めます～

本日、赤羽国土交通大臣から、「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する以下の4つの新たな取組について大臣指示がありました。

本日、障害の有無や特性にかかわらず、全ての人と同じように便利で安心な公共交通機関を利用できることを目指して、赤羽国土交通大臣から省内各局に対し、「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する大臣指示を行いました。

これは、従前から、障害当事者団体から継続的に要望がなされているものの、技術的課題の存在等により、一部事業者の対応に限られている先進的取組のうち、特に当事者の利便性の改善や負担軽減効果の大きい取組について、行政側の強いリーダーシップの下、官民連携による課題解決等を図り全国展開等を目指していこうとするものです。

大臣指示の具体的な内容は以下のとおりです。

【取組項目】

- ① 障害者用ICカードの導入
- ② 特急車両における車椅子用フリースペースの導入
- ③ ウェブによる乗車船券等の予約・決済の実現（マイナポータルとの連携を含む）
- ④ 精神障害者割引の導入促進

【赤羽大臣指示内容】

- ①②については本取組の実現に向けた検討等を加速化し、着実な実現を目指すこと。
（特に、関東圏について、2022年度内の着実な導入を目指すこと）。
- ③④については本取組の具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始すること。

【添付資料】

- ・大臣指示
- ・「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」

■問い合わせ先

総合政策局 バリアフリー政策課 佐藤・小高・小成

代表：03-5253-8111（内線 25523・25517・25515） 直通：03-5253-8305 FAX：03-5253-1552

「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」 大臣指示

本日は、本省各局をはじめ、オンラインで参加している各地方局の皆さん、連日お疲れ様でございます。本省ユニバーサルデザイン推進本部 本部会議の開催にあたり、一言、申し上げます。

いよいよ、「真の共生社会の実現」をレガシーとする東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が目前に迫っています。私どもは、本年こそバリアフリー政策が大いに加速される「ターニングポイントの1年」にしなければなりません。

それに加え、「真の共生社会の実現」を目指すために、永久的にユニバーサルデザイン社会を国是とする、という思いに立って、国土交通省の全ての政策に取り組んでもらいたいと思っております。

予算制約がある、実現が現実に難しいなど、様々なことがあることは承知していますが、そうした発想を転換して21世紀の「真の共生社会」としてあるべき姿は何なのか、それを実現するためにはどうしたらいいのか、こうした発想の転換をしていただきたいと思っております。

また、この方針を恒久的なものとしたいとの思いで、本省ユニバーサルデザイン推進本部というものを立ち上げたところです。今後、大臣が代わることがあっても、この方針を半ば永久的に普遍的なものとして進めていただきたいというのが率直な思いです。

国土交通省は、2000年の交通バリアフリー法の制定により、駅やバスターミナルなどの旅客施設、並びに鉄道やバスなどの車両等のバリアフリー化を推進し、2006年には同法とハートビル法を統合して、新たに「バリアフリー法」を制定。バリアフリーの整備目標を定め、促進を加速化すると共に、2018年バリアフリー法を改正し、ハード対策のみならず、障がい当事者の参画によるソフト対策の強化、つまり、心のバリアフリー等の取組強化を推進中であります。そして、東京オリンピック・パラリンピック大会を目指し、長年の懸案事項であった東海道・山陽新幹線において、世界最高水準の6席分の車椅子用フリースペース導入が関係者の皆様のご尽力の下、実現の運びとなり、本年4月以降、順次投入されています。

こうした流れは、公共交通機関を所管する国土交通省として、高齢社会を迎えるわが国において、障がいの有無にかかわらず、高齢者であろうと健常者であろうと若年者であろうと、全ての方々が、便利に、安心して、日々の生活の足であり、観光の重要なアクセスでもある公共交通機関を利用できる社会の実現を目指し、障がい者や高齢者のための福祉政策としてではなく、21世紀のわが国において、当然あるべき公共政策として「バリアフリー政策」を推進してきたものであります。

そして、冒頭申し上げましたように、東京オリンピック・パラリンピック大会を開催する本年を大きな契機として、「真の共生社会の実現」に向けて、今年度から5年間を目標期間とする新たな「バリアフリー整備目標」を策定し、本部員の皆さんとともに、全国における鉄道など公共交通機関や公共施設等のより一層のバリアフリー化に向けて取り組んでいるところであり、更に加速してまいりたいと考えます。

その際、昨年来のコロナ禍の影響による社会の変化を考慮し、いわゆる「デジタル新時代」を見据えた、新たなバリアフリー政策の取組が求められてくると考えております。

このため、今般、その第一弾として、4つの新たな取組を指示致します。これは、長らく障がい当事者の皆様からご要望いただいているものの、技術的課題等を理由として、一部の事業者にとどまっている取組のうち、特に、当事者の方々の利便性改善や負担軽減の大きな取組について、行政側の強いリーダーシップの下、事業者と連携して、課題解決と全国展開を実現していこうとするものであります。趣旨をしっかりと受け止めていただきたいと思っております。

1点目は、障害者用ICカードの導入に向けた取組です。

昨日、JR東日本深澤社長、小田急電鉄星野社長から、関東圏の鉄道事業者における障害者用ICカードについて、2022年度後半を目途にサービスを開始する旨の報告を頂きました。

これまで、私自身も強い決意の下で導入実現を推進してまいりましたが、実現に向けた事業者の皆様の並々ならぬご尽力に心から感謝申し上げます。

障がい当事者の方々にとって、大変期待の大きな取組であることから、国土交通省においても、その実現に向けた検討を加速化するとともに、特に、関東圏で2022年度内に確実にサービス開始できるよう、しっかりと取組を進めてください。関西や九州など実現されている地域もありますが、オールJAPAN、全国全ての地域で実現できるように取り組んでいきたいと思っております。

2点目は、特急車両における車椅子用フリースペースの導入です。

東海道・山陽新幹線において、世界最高水準の6席分の車椅子用フリースペース導入が実現し、今年4月以降順次投入されておりますが、次は、より地域に根ざした在来線の特急車両での導入に向けて、引き続き、障がい当事者の皆様との意見交換などを通じて、検討を加速化し、年度内に制度改正し、順次導入できるよう取組を進めてください。

3点目は、ウェブによる乗車券・乗船券などの予約・決済の実現です。

障がいを持たない利用者は、当たり前でオンラインで座席指定や購入ができています。障がい当事者の方々が公共交通機関を利用する場合には、一部の先進的な事業者を除き、電話や窓口での申込みが主流となっており、当事者の方々も同じように予約・決済できるよう、負担軽減を図っていく必要があります。

必要なものはマイナポータルとの連携も含め、ウェブによる予約・決済の実現に向けて、官民が連携して、各事業者における取組の具体的な方向性や目標等を早期に定め、実現に向けた検討を開始してください。

4点目は、公共交通機関における精神障害者割引の導入促進です。

身体・知的障がいをお持ちの方々に適用される割引が、これまで何故、精神障がいの方々にも広がらないのか、私も多くの声をいただいてきました。

こうした方々に寄り添い、一部の事業者に留まっているこの取組を着実に全国展開するため、JR各社や大手民鉄を始めとした交通事業者における取組の具体的な方向性、目標等を早期に定め、実現に向けた検討を開始してください。

以上4点のほか、バリアフリー政策については省内関係各局においても前進させなければならない課題は共通していますので、目標を定めてしっかり取組を進めていただきたいと思います。

私は、障がい当事者の皆様と行政は、ややもすると要望をする側・受け取る側という関係でありましたが、お互いが対等の立場で話し合い、智恵を出し合って、新しい価値を創造していく、こうした実績ができつつあるというように考えております。

本日も、建設的なご意見により多大なるご尽力を頂戴している、DPI日本会議 佐藤事務局長にもお越しいただきました。今後ともご指導・ご助言よろしく願いいたします。

私からの指示事項は以上であります。冒頭にも申し上げましたが、予算の制約を先ず考えるのではなく、「真の共生社会実現」のためにどうあるべきか、という一点を最優先にして、全省を挙げた取組を、最大のご尽力・ご奮闘をよろしく願います。

令和3年6月11日
国土交通大臣 赤羽 一 嘉

新たなバリアフリーの取組の考え方

- 国土交通省では、**オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした真の共生社会の実現**に向けて、今年度から5年間の新たな「バリアフリー整備目標」（第3次目標）を策定し、鉄道駅のエレベーターやホームドア整備の加速化等、ハード面を中心とするバリアフリー化を推進。
- さらに今後は、こうしたハード面の取組に加え、障害の有無や特性に関わらず、**全ての人と同じように便利で安心な公共交通機関を利用**することができるよう、デジタル新時代を見据えつつ、バリアフリー施策を段階的に高度化していくことが重要。
- このため、**今般**、その**第一弾として**、従前より障害当事者団体から継続的に要望がなされているものの、技術的課題の存在等により、一部事業者の対応に限られている先進的取組のうち、特に**当事者の利便性の改善や負担軽減効果の大きい以下の取組**について、行政側の強いリーダーシップの下、官民連携による課題解決等を図り、**全国展開等を目指していく**こととする。
 - ① 障害者用ICカードの導入
 - ② 特急車両における車椅子用フリースペースの導入促進
 - ③ ウェブによる障害者用乗車船券等の予約・決済の実現（マイナポータルとの連携を含む）
 - ④ 精神障害者割引の導入促進

今後の取組方針

- **4つの新たな取組について、大臣指示**
 - ① 導入時期等の目標のある施策について、その実現に向けた検討等を加速化し、着実な実現を目指すこと
 - ② その他の施策について、具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始すること
- 上記大臣指示を踏まえ、官民連携による課題解決に向けた検討会の開催等、**本取組を実現するための具体的な手法やスケジュール等を定め、計画的に推進**する。また、その進捗状況等について適切に**フォローアップ**する。 1

新たなバリアフリーの取組4項目

取組項目	先進事例 (取組中のものを含む)	現在の対応状況等	大臣指示内容
① 障害者用ICカードの導入	関西圏の民鉄・バス(スルッとKANSAI協議会)、西日本鉄道グループ(鉄道・バス)等	<ul style="list-style-type: none"> ・関東の鉄道事業者間において、2022年度後半の導入を目指すことで合意 ・現在、システム改修など実務的な検討に着手 ・バスについても、関東圏での導入に向けて、実務的な議論を進めている 	<p>本取組の実現に向けた検討等を加速化し、着実な実現を目指すこと (特に、関東圏の障害者用ICカードについて、2022年度内の導入に向けた取組を着実に進めること)</p>
② 特急車両における車椅子用フリースペースの導入	新幹線については措置済 -東海道新幹線N700S：車椅子スペース6箇所 -北陸新幹線E7系：車椅子スペース4箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省において、障害者団体、鉄道事業者等で構成される意見交換会を開催し、検討中 	
③ ウェブによる障害者用乗車船券等の予約・決済の実現(マイナポータルとの連携を含む)	(鉄道) 東海道・山陽新幹線(試行実施中)、近鉄等 (バス) 高速バスネット等 (旅客船) 津軽海峡フェリー等 (航空) ANA JAL 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省から各事業者等に対し、検討要請を実施 ・国土交通省内において、実現に向けた課題、対応方針の整理や、今後の具体的な工程表を検討中 ※令和4年6月から、知的障害者の資格情報もマイナポータルと連携予定	<p>本取組の具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始すること</p>
④ 精神障害者割引の導入促進	西日本鉄道 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国会の請願採択等を踏まえ、各事業者に要請を実施 ・国交省と厚労省、JR各社との間でそれぞれ意見交換等を実施 	

デジタル・ガバメント実行計画

令和2年12月25日 閣議決定

10 デジタルデバイド対策（◎全府省）

デジタル化は、国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資する、データの資源化と最大活用、安全・安心、ユニバーサルデザインを考慮した設計等を前提とした人に優しいデジタル化である必要がある。

社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての国民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備に取り組むことが必要である。そのためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI（ユーザーインタフェース）の設計や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要である。

このため、デジタル手続法では、国の行政機関等に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタルデバイドの是正を図るために必要な施策を講ずる義務を課している。

また、技術の進展により、個々人がコンピュータを使いこなす能力を身につけなくても、テレビ電話での相談や、音声認識による対話形式での入力等によりデジタルデバイドが解消できる可能性がある。このようなデジタルサポートという発想への転換を図っていくことも重要である。

デジタルデバイド対策に関する取組としては、例えば、総務省において、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」について、2020年度（令和2年度）中に検討及び実証事業を行い、2020年度（令和2年度）中に開始する。あわせて、NPOや地域おこし協力隊など地域の様々な主体と連携した地方公共団体による地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援についても、支援員の枠組みを活用しつつ、促進する。また、障害者等が行う行政手続については、更なる負担軽減を図るため、内閣官房、内閣府及び厚生労働省は、マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充に向けて検討を行い、2021年度（令和3年度）以降、順次対応する。民間手続においても、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行う。

加えて、行政組織内部でのデジタルデバイド対策に取り組むことも重要である。例えば、行政機関における障害者雇用の推進においては、画面読み上げソフト、音声認識ソフトなどのデジタル技術の活用を検討するなど、必要な設備の整備等に取り組むことが重要である。

国総安政第25号
国総情政第49号
令和2年6月23日

都市局公園緑地・景観課長
鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室長
自動車局旅客課長
海事局内航課長
航空局航空ネットワーク部航空事業課長
観光庁観光産業課長

殿

総合政策局安心生活政策課長
情報政策課長
(押印省略)

障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について

標記については、平成31年1月21日付国総安政第89号「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、障害者割引適用時の本人確認方法として、マイレージ等の会員サービス及び交通ICカード等の活用に加え、新たにスマートフォン等の活用により、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事業者が増加しているところ です。

今般、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性の確保のため、障害者本人確認等の簡素化」が示されました。

また、これを受け、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より関係省庁に対し、障害者の本人確認等の簡素化の要請等について、依頼がなされたところです。

については、障害者等の移動及び施設利用上の利便性をより向上させる観点から、下記の措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

記

関係事業者等に対し、マイレージ等の会員サービス、交通ICカード、スマートフォン等の活用による電子的な方法等を活用し、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事例（別紙参照）を周知するとともに、障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めること。

以上

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社（ANAグループ、JALグループ）においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



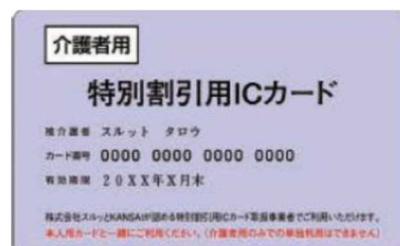
(読み取り機にタッチして登録情報を確認)

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 ICカードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関（ICカード取扱事業者）において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式ICカード。

入手方法は、「申込書（封筒）」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要（係員が求めた場合は提示が必要）となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要（交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能）
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



(スルッと KANSAI 特別割引用 ICカード)

〇一部の公共交通事業者の事例【スマートフォンアプリによる確認】

一部の公共交通事業者(※)においては、スマートフォンアプリ(ミライロID)による障害者手帳情報を表示した画面の提示により、障害者手帳等の提示の代替とすることが可能。

※主な導入事業者

鉄 道：西武鉄道(株)、京王電鉄(株)

乗合バス：西武バス(株)、湖国バス(株)

タクシー：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会加盟事業者、神奈川都市交通(株)

旅客船：(株)フェリーさんふらわあ、近江トラベル(株)

航 空：ANA、JAL

ミライロID導入事業者数(公共交通事業)：約400事業者

ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォン画面に表示させる機能を持つアプリ。(令和元年7月よりサービス開始)

さらに、マイナポータルAPI(マイナンバーカード情報)との連携が本年6月17日より開始。

- ・ スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・ 約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・ マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得APIから障害者手帳情報等を取得(ただし、療育手帳については、現時点でAPIによる情報取得は未対応)

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示

文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環 境 省 担 当 課 宛

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

障害者の本人確認等の簡素化の要請等について（依頼）

平素よりIT総合戦略の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

移動や施設に関する障害者施策の取組については、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）において、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保すること」に特に留意しなければならないこととされています。

また、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化」が示されたところです。

つきましては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対し、移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化について要請等を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 所管業界団体等（独立行政法人等を含む）に協力要請する通知のひな形を用意しましたので、ご活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態に鑑み、各省庁の判断で適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選

定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。発出先の選定にあたっては、本取組の趣旨を踏まえて幅広く発出先を検討願います。

- 3) 通知の発出は、R2年6月末日途に実施して下さい。
- 4) 各省庁において実施した通知の発出等については、後日、実施状況の報告依頼をします（詳細は別途連絡いたします）。

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
向上、佐藤、尼子、平石、中村

電話 : 03-5521-0037（直通）

E-mail : kei.kojo.s8x@cas.go.jp

kazuya.sato.x8y@cas.go.jp

eri.amako.p3c@cas.go.jp

atsushi.hiraishi.k7j@cas.go.jp

yoshihiro.nakamura.u4s@cas.go.jp

ひな形

令和2年6月〇〇日

関係業界団体 〇〇 殿

〇〇省 〇〇課長
(公印省略)

障害者の本人確認等の簡素化の推進について（協力依頼）

施設における障害者割引等については、従来より、各事業者において実施されているところではありますが、利用の際の運用については、多くの事業者において身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、近年はスマートフォン等を活用し、利用の度に身体障害者手帳の提示を求めている事業者も出てきているところです。

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(平成30年法律第100号)において、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること」に特に留意しなければならないこととされています。また、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化」が示されたところです。

つきましては、障害者の移動及び施設の利用上の利便性を向上する観点から、貴団体内の事業者に対し、スマートフォン等を活用して利用の度に身体障害者手帳の提示を求めている事例（別紙-1、2参照）を周知するとともに、障害者割引等の際の本人確認等の際には、障害者に過度な負担とならないよう簡素化を推進することについて、理解と協力を求めていますようお願いいたします。

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社 (ANAグループ、JALグループ) においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



(読み取り機にタッチして登録情報を確認)

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 ICカードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関 (ICカード取扱事業者) において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式 ICカード。

入手方法は、「申込書 (封筒)」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要 (係員が求めた場合は提示が必要) となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要 (交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能)
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



(スルッと KANSAI 特別割引用 ICカード)

別紙—2

民間企業による障害者手帳アプリのサービスの事例

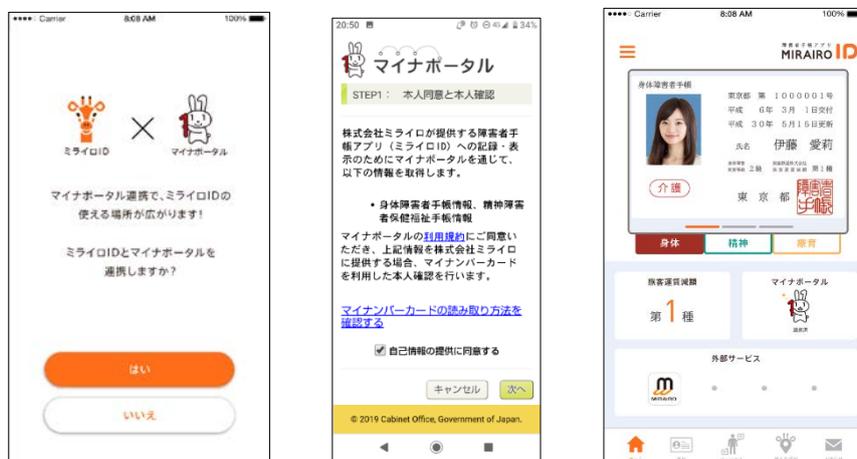
ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリであり、サービスが既に提供されている。また、マイナポータルとの連携が令和2年6月中旬より開始予定。

- ・スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得 API から障害者手帳情報等を取得

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示